

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	紹介議員氏名	付託委員会名	議決結果
4 年 第 2 号	4. 9. 6	<p>「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（略称 土地利用規制法）」の全面的な施行を中止し、廃止する意見書提出を求める請願</p> <p>【請願趣旨】</p> <p>土地利用規制法は、昨年の通常国会において十分な審議が尽くされないまま可決、成立し、今年9月から全面的に施行されようとしている。</p> <p>この法律の議論は、外国資本による防衛施設周辺の土地の購入による安全保障上の懸念から始まったが、防衛省は「防衛施設の隣接する土地を調査したものの、外国資本による土地購入による運営上の支障は確認されていない」と国会で答弁（2020年2月25日）した。つまり法整備をしなければならない事情・根拠がなく、実際、成立した法律は外国資本による土地の所有や売買を規制していない。</p> <p>土地利用規制法は、内閣総理大臣が重要施設「自衛隊及び在日米軍基地、海上保安庁、生活関連施設（原発や軍民共用空港等）」の周辺約1キロを「区域指定」し、「区域内にある土地等の利用者その他の関係者に関する情報のうちその者の氏名又は名称、住所その他政令で定めるものの提供を求めることができる」（第7条）ため、「機能を阻害する行為」（第1条）のおそれがあるかないか「調査」することからはじまる。本人の同意なく個人情報を「収集」し、個人が監視下におかれることが想定される。情報収集の対象は、「その他政令で定める」とあるように内閣総理大臣が必要と判断すれば国会の関与もないまま際限なく広がる恐れがある。そのためプライバシーの侵害や思想・信条の自由などの人権侵害が危惧される。</p> <p>「特別注視区域」に指定されると、その土地の販売等に関して、あらかじめ内閣総理大臣に届け出が必要（第12条）となるため不動産価格が下落する恐れがある</p>	茨城県平和委員会 事務局長 篠原 睦美	山中 たい子 江尻 加那	総務企画	不採択

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	紹介議員氏名	付託委員会名	議決結果
		<p>が、それによって財産権が侵害されても補償はない。また安全保障上、「機能を阻害する行為」のおそれがあると判断すれば、内閣が恣意的に土地や建物の利用中止を勧告・命令でき、従わなければ懲役・罰則が科せられる。</p> <p>騒音や墜落事故、原発事故等の様々な被害、人権侵害は「重要施設」があることによって生じており、それらに苦しめられているのは施設周辺の住民である。ところがこの法律はその被害者である施設周辺の住民や関係者を調査対象とするものである。在日米軍基地の7割が集中している沖縄県は、全域が「区域指定」される可能性があり、その場合は大多数の県民が調査の対象となる。</p> <p>自衛隊が「施設」の外でおこなわれている非暴力の「反戦デモ」や「報道」を有事に発展しかねない「グレーゾーン事態」と位置づけ、「反戦デモ」を鎮圧する訓練をおこなっていたことも明らかになっている。国民の権利である表現の自由や平和運動が「機能阻害行為」の一つに加えられる危険がある。</p> <p>土地利用規制法は、このように基地等の被害に苦しむ周辺住民の人権を侵害し、日本国憲法と矛盾するものである。</p> <p>以上、憲法第99条の規定により、意見書を提出して頂きたいと請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（略称 土地利用規制法）」の全面的な施行を中止し、廃止する意見書提出を求める。</p>				